

【別紙 1】

白川町デジタル地域通貨システム導入及び運用支援業務仕様書

本仕様書は、白川町（以下「本町」という。）がデジタル化の推進及び町内経済の好循環と活性化を図るため、導入しようとする町内限定で利用することができるデジタル地域通貨のシステムの構築若しくは提供に関し、要求する内容を定めたものである。

1. 件 名 白川町デジタル地域通貨システム導入及び運用支援業務
2. 導入場所 白川町役場、白川町商工会及び町内各店舗等
3. 導入時期 令和 7 年 3 月から地域通貨の運用が開始できるよう、令和 6 年 12 月末までに納品検収ができること。令和 7 年 1 月から 2 月末までを運用準備期間とする。

4. 業務概要

専用カードやスマートフォンで、買い物時に付与されるポイント、ボランティア活動への参加や健康増進事業など行政施策において付与されるポイント及び現金のチャージによるデジタル地域通貨の決済に対応し、加盟店との精算や管理が可能なシステムを構築又は提供する。

- | | |
|--------------|-------------------------------|
| (1) 発行価格 | 1 マネー 1 円、1 ポイント 1 円 |
| (2) 有効期間又は期限 | 発行するマネー、ポイントにより異なる |
| (3) 対象ユーザー | 町民及び来町者 |
| (4) 加盟店舗 | 目標 80 店舗加盟（参考：美濃白川カード会 38 店舗） |

5. 導入システムの要件

(1) 共通事項

① サービス提供環境

ア 機器環境

- ・店舗端末は、専用端末又は iOS13 以上若しくは Android11 以上の OS を搭載したスマートフォン若しくはタブレットとする。WEB ブラウザの場合は、スマートフォン端末のデフォルトブラウザ、Microsoft Edge、Google Chrome の最新バージョンで動作すること。
- ・店舗端末は、Java、ActiveX、.NET Framework 等のプログラムを別途必要としないこと。必要とする場合は、その理由を明確に示すこと。
- ・店舗端末は、操作が明確で、誰にでも使いやすいユーザビリティに配慮した機器、アプリケーション（以下「アプリ」という。）又は WEB サイト（以下「アプリ等」という。）であること。
- ・店舗端末は、町内加入目標店舗数（複数利用店舗含め 100 台）を確保、又は継続運用が可能な店舗側の方法を提案すること。
- ・利用者は、専用カード又はスマートフォンアプリ（iOS 又は Android）等、若しくは両方式での利用が可能で、アプリは App Store 又は Google Play 等の専用サイトからダウンロードが可能なものとする。
- ・利用者が使用するカード及びアプリ等は、高齢者にも分かりやすく利用しやすい配慮がなされた仕様を提案すること。
- ・利用者が使用するカードの全町民への効果的な配布方法を提案すること。

- ・店舗やシステム管理者が計算処理や手続き、操作等を迷わずわかりやすい手順で完結できる操作画面や操作方法とすること。

イ ネットワーク環境

- ・サービスを提供するネットワーク環境及び通信経路の暗号化については、下記のとおりとする。
 - (ア)利用者側環境 インターネットで作動すること
 - (イ)管理者側環境 インターネットで作動すること。
 - (ウ)インターネット上の通信経路においては暗号化を行うこと。
- ・提案する環境が異なる場合は、その理由やネットワークセキュリティ面で問題ないことを示すこと。

ウ データ管理

- ・アプリ等の場合、デバイス内には情報は保有せず、サービス提供クラウド環境（データセンター内）でデータを保有すること。
- ・情報資産は、日本国内に保管されること。
- ・運用系の情報資産は、全て日本国内に保管されること。
- ・データのバックアップは、サービス提供クラウド環境（データセンター内）で自動バックアップを行うこと。
- ・間隔と世代数は、週次で1世代以上保有すること。
- ・障害発生時の情報資産の退避先は、全て日本国内であること。
- ・端末故障時や機種変更時のデータ引継ぎが配慮されていること。
- ・提案する環境が仕様と異なる場合は、その理由やデータセキュリティ面で問題ないことを示すこと。

エ サービス提供時間

- ・24時間365日利用可能とすること。ただし、保守等の予定された停止については、この限りではない。

②ライセンス数

ア 利用者側ライセンス

- ・利用者側アカウントライセンスが必要となる場合は、利用者ユーザー数として下記のアカウント以上対応すること。
 - (ア)町民アカウント 8000以上
 - (イ)ゲストアカウント 2000以上

イ 管理者側ライセンス

- ・管理者側アカウントライセンスが必要となる場合は、権限を指定したログインアカウントが発行可能であること。

③デザイン及び操作性

ア デザイン

- ・表示画面上の項目配置や色使い等、誰もが利用しやすいユニバーサルなデザインとすること。

イ 操作性

- ・利用者及びサービスを提供する管理者双方にとって、わかりやすく、操作性が高く、効率的な運用が可能であること。

ウ アクセシビリティ

- ・アクセシビリティに配慮したデザインであること。
(参考：JIS X8341-3:2016が規定する「レベルA」以上に準拠)

④情報セキュリティ

ア 認証資格

- ・ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）又はプライバシーマークの構築及び運用がされていること。

イ データセンター

- ・データセンターは Tier 3 又は 4 相当であり、建築基準法（昭和25年法律第201号）の新耐震基準に適合していること。
- ・データセンターの物理的所在地を日本国内とし、情報資産について、合意を得ない限り日本国外への持ち出しを行わないこと。
- ・提案する環境が仕様と異なる場合は、その理由やセキュリティ面で問題ないことを示すこと。

ウ 個人情報・情報セキュリティの遵守

- ・個人情報保護法及び白川町情報セキュリティポリシーを遵守すること。

エ システムログ

- ・エラー情報の把握や UI/UX の改善に必要なログ情報を取得すること。

オ アクセスログ及び操作ログ

- ・管理システムのアクセスログ及び操作ログを取得すること。

カ 不正プログラム対策

- ・システム（サービス）の稼働環境及び開発・テスト環境においては、コンピュータウィルス等不正プログラムの侵入や外部からの不正アクセスが起きないよう対策を講じるとともに、それら対策で用いるソフトウェアは常に最新の状態に保つこと。
- ・システム（サービス）の稼働環境及び開発・テスト環境で用いる OS やソフトウェアは、不正プログラム対策に係るパッチやバージョンアップなど適宜実施できる環境を準備すること。

キ その他セキュリティ対策

- ・個人情報の保護に配慮するなど、利用者が安心して利用できる対策を実施していること。

⑤サービス終了時・契約満了時等の対応

ア 保有データの提供

- ・サービス開始後に利用者が入力した情報及び本町が登録した情報のうち、本町の情報管理権限を有する情報については、契約終了後全て抽出し本町に提供すること。

イ 保有データの消去等

- ・サービスを終了若しくはサービス利用契約終了後は、保有データの提供ののち、速やかにシステムから消去すること。消去においては、復元不可能な状態にするとともに、そのエビデンスを提出すること。

ウ オプトアウト対応

- ・利用者からの申し出により、当該利用者に関する情報を全部又は一部削除できる機能を有すること。

⑥利用規約等

ア 利用規約への同意

- ・サービスの初回利用時やサービスに重要な変更を行った際には、利用者に利用規約の内容を提示し、確認（同意）をとることができること。

イ 自動取得情報への同意

- ・機器の個体番号や GPS 位置情報等、利用者がサービスを利用した場合に自動的に取得する情報を明示するとともに、それら情報取得について同意を得ることができること。ただし、利用規約の確認に含む場合は不要とする。

ウ プライバシーポリシー

- ・プライバシーポリシーを表示すること。

⑦問い合わせ機能

サービス内の問い合わせフォームなどから、問い合わせを行うことができること。

⑧統計機能

サービスの運用状況や利用状況を定期又は任意の時点で集計し、確認できること（サービス提供事業者が確認し報告する場合も含む）。

- ア 利用登録者数
- イ アクティブ利用者数
- ウ 機能ごとの利用数

⑨関係法規制への対応

サービスの稼働、運用及び提供に係る関係法規制を遵守するとともに、常に最新動向を把握し、適宜必要な見直しや改善を実施すること。

⑩著作権

第三者が権利を有している画像等を使用する場合は、事前に権利者から二次利用を含めた使用の許諾を得た上で、必要となる一切の手續及び使用料の負担等は受託者が行うこと。

(2)資格管理

①利用者側アカウント管理

ア 管理情報

- ・利用者は、自身の属性情報を登録・変更できること。

イ アカウント設定方法・認証方法

- ・利用者アカウントの設定方法（再設定含む）及び認証方法（再認証も含む）は、以下の方法とする。

(ア)パスワード認証

(イ)初回カード登録時は、カード番号及びPINコードで認証。

(ウ)パスワードを忘れたときは、仮パスワードをメール通知。

(エ)アプリ利用者が機種変更するときは、予めID及びパスコードを発番。

- ・提案する認証方法が仕様と異なる場合は、その理由やセキュリティ面で問題ないことを示すこと。
- ・マイナンバーカードの公的個人認証サービスを用いたログインが将来的に実現できることが望ましい。

ウ アカウント情報の修正又は停止（廃止）

- ・利用者自身が、アカウント情報の修正・停止（廃止）を行うことができること。
- ・管理者が利用者のアカウント情報を確認・停止（廃止）、削除ができること。

②管理側アカウント管理

ア 管理情報

- ・管理者アカウントを登録することができること。

イ アカウント設定方法・認証方法

- ・管理者アカウントの設定方法及び認証方法（再認証も含む）は、以下の認証方法とする。

(ア)管理画面： クライアント証明書及びパスワード認証

(イ)アプリ等管理画面： パスワード認証

- ・提案する認証方法が仕様と異なる場合は、その理由やセキュリティ面で問題ないことを示すこと。

ウ アクセス制御

- ・管理者アカウントの権限は、個人ごとに設定することができること。

(3)アプリ等機能要件

①基本項目

UI/UX の改善等のため1年に1回程度、利用者の操作性及び利便性を高めるアップデートを実施すること。

②地域通貨ポイント管理

ア 地域通貨ポイントの種別対応

- ・地域通貨ポイントの種別として、下記のポイントが利用でき、それぞれ加算・減算ができること。

- (ア)利用者支払い型ポイント
- (イ)自治体付与型ポイント
- (ウ)その他運営側が独自に付与するポイント

イ 地域通貨ポイントの表示

- ・種別ごとに、保有している地域通貨ポイントがアプリ等で容易に確認することができること。
- ・地域通貨ポイントの獲得履歴及び利用履歴を確認することができること。

③地域通貨ポイントの加算

ア 利用者支払い型ポイントによる加算

- ・利用者が指定する金額をチャージすることにより地域通貨ポイントを加算する機能があること。
- ・チャージにより加算ポイントを追加付与する仕組みがあること。

イ 本町からの付与による加算

- ・イベントや事業等への参加者に対して、本町から任意のポイントを付与することができること。

- 【例】
- ・管理システムから付与先を指定して一括付与
 - ・管理システムからイベント登録・設定したものにかかる付与
 - ・ポイント預かり券を発行しての付与

ウ その他の地域通貨ポイント付与

- ・二次元コードの読み取りによるポイント付与等、その他の地域通貨ポイント付与機能があること。

④地域通貨ポイント利用（減算）

店舗等での支払いによる減算

- ・利用者の専用の二次元コードを読み取ってもらうことにより、地域通貨ポイントを利用した支払いが可能であること。
- ・使用する地域通貨ポイント種別を選択して利用することができること。
- ・有効期限が近い地域通貨ポイントを優先して利用する機能があること。

⑤加盟店検索

地域通貨ポイント利用可能店舗検索

- ・地域通貨ポイントが利用できる登録加盟店を検索することができること。
- ・マップ表示、現在地からの近隣店舗検索、店舗種別検索など、登録加盟店が分かりやすく表示される工夫があること。

(4)管理機能

①管理機能の制御

システム運営側、登録加盟店側それぞれで必要な管理機能のみを利用できるよう、機能の利用制御ができること。

②地域通貨ポイント設定

ア 地域通貨ポイント設定

- ・地域通貨ポイントごとに有効期限・利用期限を設定することができること。
- ・地域通貨ポイントごとに利用できる登録加盟店を設定することができること。
- ・地域通貨ポイントのチャージ上限を設定することができること。

イ 地域通貨ポイント上限設定

- ・地域通貨ポイントの付与の上限やチャージによる加算ポイントの予算金額を設定し、上限以上に付与できないようにすること。また、地域通貨予算残高が把握できること。

③加盟店管理機能

ア 加盟店管理

- ・登録加盟店情報（店舗名、所在地、連絡先、振込先金融機関等）を登録・変更・削除することができること。

- ・登録加盟店用の二次元コードを生成できること。
- ・登録加盟店情報（店舗名、所在地、連絡先、振込先金融機関等）や加盟店のシステムユーザ（管理システムの利用者）を登録・変更・削除することができること。

④ 決済機能

ア 決済機能

- ・利用者の決済用二次元コードの読み取り又は非接触型 IC カードの読み取り、若しくはその両方により、決済でき、決済記録が保存されること。
- ・二重取引や決済誤りなどの際に、取引をキャンセルできること。
- ・登録店舗ごとに、自店舗の決済履歴を確認できること。

イ 請求機能

- ・取引により受領した地域通貨ポイントについて、システム上から運営側へ請求できること。

⑤ 利用者・加盟店舗ごとの状況確認

ア 利用者・加盟店舗ごとの状況確認

- ・問合せ対応等に備え、利用者ごとの地域通貨ポイントの利用状況（決済状況）確認、集計できること。
- ・登録加盟店ごとの地域通貨ポイントの利用状況（決済状況）を確認、集計できること。

イ お知らせ通知

- ・運営側からのお知らせ（クーポン等を含む）をプッシュ通知により実施することができること。

6. 地域活性化に資する提案

(1) 拡張機能性

- ・システムの導入により、データを連携し活用することで、町民の利便性向上や負担軽減、業務効率化が図られる機能拡張性について効果的な提案をすること。

【例】・地域公共交通の乗降時の利用

- ・マイナンバーカードの活用につながるもの
- ・地域見守りサービス など
- ・本業務の費用の範囲内であることが望ましいが、本システムの導入により将来的に可能となり得る拡張機能についての提案も妨げない。

(2) 事業の継続性

- ・デジタル地域通貨事業の継続に資する提案をすること。

7. 保守運用業務

(1) システム・全般

- ・導入事業者は、本システムの運用管理を行うこと。また、運用業務を統括する責任者と業務を遂行する担当者を設け、本システムの運用を円滑に進める体制を整えること。
- ・登録情報、決済・使用情報等の使用分析データを提供すること（CSV データ等）。
- ・サービス監視により障害および障害を招き得る事象を検知した場合、速やかに連絡するとともに、直ちに状況の把握を行うとともに、必要に応じ障害箇所の特定、影響範囲の調査、即時対応、現状復帰すること。
- ・本システムを停止する必要がある作業（バージョンアップ等）が発生した場合は、必ず本町と協議をすること。
- ・導入開始時（令和 7 年 3 月）には障害等に対応が可能な SE や、運用保守要員を常駐させるなど、迅速な対応が可能な人員を確保すること。

(2) アプリケーション等

- ・ App Store 及び Google Play への登録の維持管理を行うこと。
- ・ アプリ等の不具合等が見つかった場合はこれを修正し、アップデートを行うこと。
- ・ 軽微なプログラムの修正に対応すること。
- ・ OS のバージョンアップに伴いアプリ等の設定を更新する必要がある時は、軽微なプログラムの修正で対応が可能な場合はこれに対応すること。

8. 納品物

- ・ 業務実施計画（契約締結後）
- ・ アプリ等システム設計図・機能一覧
- ・ 各種マニュアル類（利用者向け、加盟店舗向け、本町職員向け、運用事務局向け）

9. 提案見積額

- ・ 見積書は、システム構築経費、システム利用料及び保守経費の各金額が分かるよう記載すること。
- ・ 見積金額の積算内容がわかる内訳明細書（任意様式）を添付すること。

10. その他

- ・ システム導入に際し、加盟店舗等に対する説明会を開催すること
- ・ 本仕様書は、業務の大綱を示すものであり、業務内容の詳細については、プロポーザル方式により選定された事業者と協議により仕様書を作成し決定する。
- ・ 本仕様書の解釈について疑義を生じたとき、またはこの仕様書に定めのない事項については、本町と協議のうえ解決するものとする。

以上